

大阪保健医療大学 研究紀要発行規程

(趣旨)

第1条 本学の学術研究委員会規程第3条に定められた研究紀要を発行するため、本規程を設ける。

(研究紀要の名称)

第2条 学術研究委員会が発刊する紀要は『大阪保健医療大学紀要』とする。紀要は電子媒体で発刊し、紙媒体は用いない。

(紀要内容および編集)

第3条 『大阪保健医療大学紀要』に投稿できる論文は以下のものとする。

- (1) 総説
- (2) 学術論文
- (3) 事例報告
- (4) 書評・学会動向・短報・その他

2 『大阪保健医療大学紀要』の編集は、学術研究委員会が担当する。

3 研究紀要に投稿できるものは、原則として以下のとおりとする。これらのものが第一著者であれば、共著者については特に定めない。ただし、共著者の所属等は、学術研究委員会にあらかじめ報告するものとする。

- (1) 学校法人福田学園 専任教職員
- (2) 大阪保健医療大学大学院 在学生・修了生
- (3) 大阪保健医療大学 卒業生・修了生および大阪リハビリテーション専門学校 卒業生
- (4) 大阪保健医療大学 在学生および大阪リハビリテーション専門学校 在校生
- (5) 学校法人福田学園 非常勤講師
- (6) 学校法人福田学園 元教職員

4 投稿論文は未発表のもので、他誌に投稿中でないものに限る。ただし、所属学会等における口頭発表やその資料の内容を充実させた論文、各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文は、投稿することができる。

5 研究紀要への同一年度内における論文掲載(第1著者)は、原則として1人につき1篇とする。ただし第1項(4)を除く。

(原稿提出および査読)

第4条 『大阪保健医療大学紀要』に学術論文を投稿する者はすべて、原稿と共に研究計画書及び倫理審査結果通知書を提出しなければならない。

ただし、研究倫理審査の必要のない研究に関しては、倫理審査結果通知書の提出は不要とする。

- 2 学術研究委員会は投稿された論文の査読者を指名し、査読結果に基づき掲載の可否を決める。査読者は、本学教員および承認された外部研究者とし、研究の公明性を確保する。査読者は最大2名とし、投稿原稿の内容に応じて本学教員もしくは外部研究者を決定する。

(投稿方法)

第5条 研究紀要への投稿先は学術研究委員会とする。投稿原稿のスタイル等は、学術研究委員会が定める「執筆要領」等に則る。

(著作権)

第6条 研究紀要に掲載された論文の著作権は著者に帰属し、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。また、著作権のうちの「複製権」「公衆送信権」の許諾事務は学術研究委員会に委任されるものとする。なお、研究紀要の論文は、その全文を電子化し本学のサーバー上で公開する。また、全文あるいは一部を国立情報学研究所のサーバー、その他のコンピュータネットワーク上でも公開することがある。掲載論文を他の雑誌や図書に掲載する場合は、学術研究委員会において審議し、承認されたものについてのみ転載できるものとする。

(委任および規程の改廃)

第7条 この規程に定めるもののほか、紀要編集に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。また、本規程の改廃は、学術研究委員会の審議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年11月 1日から施行する。
- 4 この規程は、令和 3年 6月21日から施行する。